

かなん桜小学校いじめ防止基本方針

河南町立かなん桜小学校
令和7年4月1日策定

1. いじめの定義といじめに対する基本認識

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

“この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。”

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

補足

- ① 行為をした者Aも行為の対象となったBも児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

いじめ問題への対応については、「いじめ問題」にどのような特質があるかを、教職員が十分に認識し、日々の教育活動の中で「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組むとともに、いじめが認知された場合は、「早期の対応」を的確に取り組むことを基本方針とする。

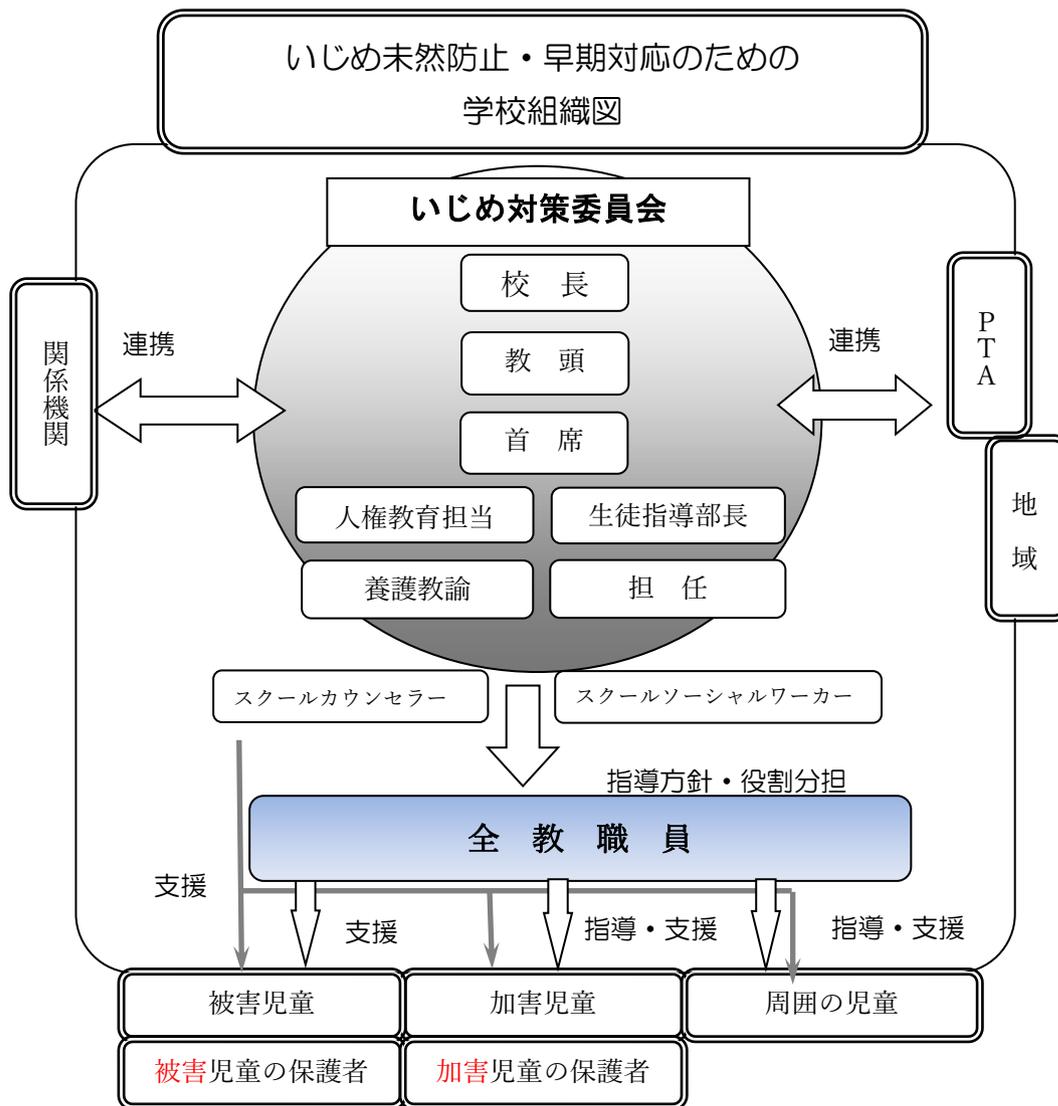
また、児童に対して、「障がいのある仲間」に対する理解と人権意識の向上に努める。さらに、以下の内容のように、いじめには様々な特質があり、これらは教職員がもつべき「いじめの問題」の基本的な認識事項とする。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の指導観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2. いじめ防止等の対策のための校内組織の設置

- (1) 名称：いじめ防止対策委員会
- (2) 構成メンバー：校長・教頭・首席・生徒指導部長・養護教諭・教育相談担当・当該学級担任
- (3) 役割：学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
 - ・いじめの未然防止と対応
 - ・教職員の資質向上のための校内研修の企画と実施
 - ・年間計画の策定と実施およびその検証

(4) 組織図



3. いじめの未然防止のための取り組み

未然防止の基本となるのは、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気の中、安心・安全に学校生活を送ることができること。また、児童が学習や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行い、達成感や成就感を味わい、自己有用感や自己肯定感を育むことである。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①いじめについての学び

教職員においては、校内研修等の機会を通していじめについての認識を共有する。また、いじめの早期発見・いじめに対する措置に関する取り組み方法等を確認し、これらを徹底するための「チェックシート」を実施していく。

児童においては、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、計画的に取り入れていく。特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築いていこうとする様々な取り組みの中で、信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく。

②道徳教育や人権教育の充実

道徳教育の充実により、思いやりや規範意識などの道徳性を高める。指導については年間計画に位置付けたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるようにする。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などの学習場面において、実践されていくように意識して指導していく。

③コミュニケーション能力の育成

学習活動の中で、自己の考えや思いを伝えたり、他者の考えや思いを聞いたり、さらに協力してよりよいものを作り出そうとするような機会を計画的に設定する。また、語彙や表現力を向上させるように読書活動の場を確保していく。

(2) 児童の自己有用感や自己肯定感を育む。

①一人一人が活躍できる集団作り

学習をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者とかかわる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う活動の中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が児童を成長させる。「認められた」という思いは自己肯定感につながり、次の活動への意欲となる。

②異年齢集団での活動

たてわり班活動や地区児童会活動ではお互いに認め合い、助け合うことが必要である。それらの活動を通して、他者の思いを受けとめながら自己の責任を果たしていくことで、自己有用感や自己肯定感を育むことにつながっていく。

③委員会活動の充実

児童が主体的に活動できる行事や活動を設けていく。自己の思いや他者の思いを大切にしながら、集団としてどうすべきかを考え取り組んでいけるよう指導していく。活動を通して児童に達成感や成就感を味わわせることで、自尊感情を育てる。

4. いじめの早期発見のための取り組み

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大をおそれるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えること、訴えることが難しいなどの状況にある児童がいじめにあっている場合は、いじめが長期化、深刻化することがある。

そのため、教職員には、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力が必要である。また、教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するとともに、よりよい集団にしていこうとする組織的な行動力も求められる。

- ① すべての教職員が児童個人や集団の様子を見守り、日常的な観察をていねいに行うことで気付いたことを、校内人権会議や生指人権特活部等の場において共有する。
- ② 様子に変化が見られる場合は、積極的に児童や集団に働きかけて問題の有無を確かめる。解決すべき問題があるときにはさらに聞き取りを行い、問題の早期解決を図る。
- ③ 「こころのアンケート」を学期ごとに実施（必要に応じて実施することもある）し、児童の悩みや人間関係を把握する手立ての一つとする。また、必要に応じカウンセリングを行う。
- ④ 家庭と連携して児童を見守り、すこやかな成長を支援していけるように学校での取り組みを発信したり、アンケート等を通して意見を取り組みに活かしたりしていく。家庭との信頼関係を築いていくことで、児童の変化や成長について共有できる関係を作る。
- ⑤ 学校内での相談窓口やスクールカウンセラー等による相談窓口の周知を図り、いじめを含む児童の生活について相談しやすい体制を整備する。また、相談等で得た、児童の個人情報については、その管理を徹底し、情報が漏えいすることのないようにする。

5. いじめに対する措置について

① 組織対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

発見・通報を受けた職員は「いじめ防止対策委員会」に直ちに報告し、情報を共有する。その後は委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

② 情報の収集

速やかに被害児童や加害児童への聞き取りを行い、情報の収集を行う。その際児童が話しやすい環境をつくるとともに、できるだけ複数で対応していく。目撃した児童がいた場合にはその児童からも聞き取りを行う。聞き取った内容は、事実関係の把握や関係者への説明を適切に行うために記録をとる。またその記録をもとに情報を時系列で整理する。

事実確認の結果は、校長が責任を持って河南町教育委員会に報告し、状況により必要な支援を要請する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ 被害児童とその保護者への支援

被害児童に対しては、事実確認とともに、「あなたが悪いのではない」とはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるように留意する。あわせて児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域

の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくり、児童が安心して学習その他の活動がとりくめるような環境の確保を図る。

保護者に対しては、発見したその日のうちに家庭訪問等で事実関係を伝え、学校としての指導方針を伝え、今後の対応について協議する。また、秘密を守ることや安全を確保することを伝え、できるかぎり不安を取り除くように配慮する。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要に応じて支援を行っていく。

④ 加害児童への指導とその保護者への支援

加害児童に対しても事実関係の聞き取りを行い、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携していじめをやめさせ、その再発を防止するように図る。指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、児童の安心・安全および健全な人格の発達に配慮する。

保護者には、事実関係を伝え、それについて保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑤ 集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てていく。

⑥ 関係機関との連携

事実確認の結果は、校長が責任を持って河南町教育委員会に報告し、状況により必要な支援を要請する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。児童に精神的に不安定な様子が見られる場合などはスクールカウンセラーなどの協力を得る。必要に応じて(児童や保護者の了解を得た上で)医療機関や子ども家庭センターなどの福祉機関とも連携し、適切な援助を行うことを検討する。

☆対応のポイント

【一次対応(緊急対応)】

I. 事実関係の把握

- (1) いつ、どこで、誰に、何をされた(言われた、見た)か」を、具体的に聞き取り記録する。
- (2) 聞き取り結果は、時系列に整理する。
- (3) 児童生徒の心情に配慮しながら話を聞く。

① 信頼関係のある教師等が対応するなど、組織的に対応する。

② 心情に配慮しながら共感的に聞き取りを行う。

i. 児童の立場や発達段階を考慮して、ていねいに聞き取りをする必要があり、本人の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築くようにする。

ii. 自分のことを心配し、守ってくれる人がいるという安心感を持たせ、心のケアを図る。

iii. 教師や保護者が知っている事実と、被害者本人が感じている認識にずれがある場合もあるので、心情に寄り添いながらも「いつ、どこで、誰に、何をされたか」という具体的事実をしっかりと聞きとる。

(4) 教師の気づき、保護者や地域住民からの情報などからいじめがわかった時は、すぐに情報提供者から聞き取りを行い、迅速に事実確認を行う。

II. 関係者への報告・連絡・相談

(1) 事実確認後、時系列に整理した資料を準備して、速やかに管理職及び関係職員に報告する。

(2) いじめ対策委員会を開催し、事実確認を行うとともに、今後の対応、指導を検討する。

(3) 被害、課外児童の保護者に、事実関係と今後の対応を正確に伝える。

①保護者への報告は、複数の教師で家庭訪問するなど、直接話をする。

②被害児童の保護者に対しては、「大切なお子さんにつらい思いをさせている」ということを真摯に受け止め、保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮しながら、理解が得られるように配慮する。

(4) 事案に応じて警察などの関係機関と連携することで、問題を客観的に捉えなおしたり、事実の正確な確認に役立てたりする。

【二次対応（短期的対応）】

I. 支援体制の確立

(1) いじめ対策委員会を開催し、経過の報告及び支援体制の確立を検討する。

(2) 被害児童と最も信頼関係ができている教師を中心とした支援体制を確立する。

(3) 指導・支援の体制及び方針について、全教職員で共通理解する。

(4) 組織的に対応を進めるが、役割分担を明確にするとともに、情報を共有しながら支援を進める。

(5) 被害、加害児童の保護者に、現在の状況や今後の対応や指導、支援の方針を伝える。

(6) 関係機関を有効に活用する。

【三次対応（長期的対応）】

I. 児童への継続的支援と集団への適応

(1) いじめ対策委員会を開催し、いじめへの対応、指導について整理、検討しながら長期的視点での支援や指導の方針を検討する。

(2) 日常的な観察やチェックリスト等を活用したり、定期的なアンケート調査等を実施したりすることで、継続した観察を行い、保護者に対しても定期的な連絡を行う等十分な支援、連携を行う。

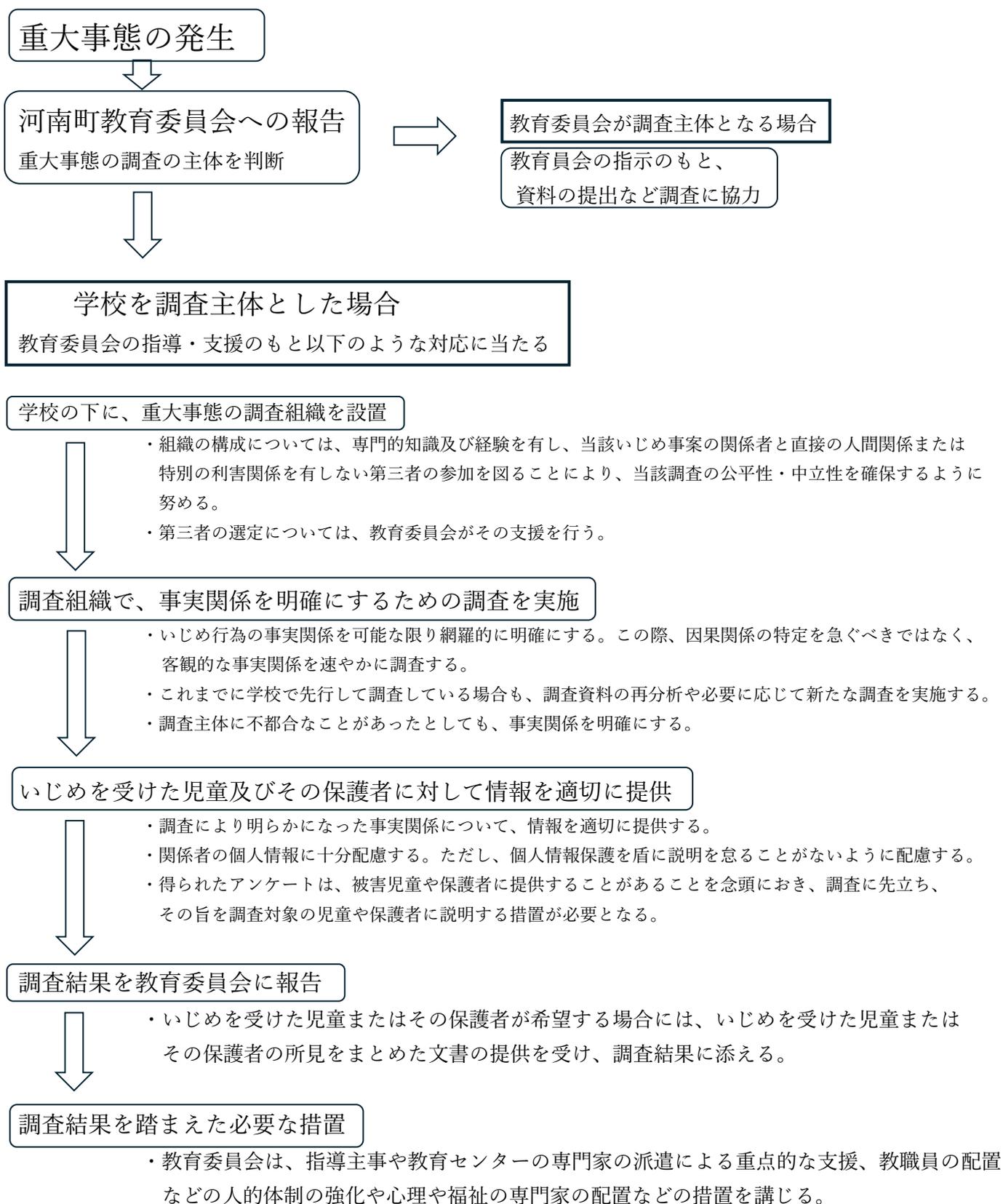
(3) 被害児童の心の傷は、本人の捉え方によって違いがある。また、いじめが解決したとみられる場合でも、いじめが継続していたり、相手をかえて再発したりすることが考えられる。したがって被害児童の対人関係能力の向上や改善のために、スクールカウンセラー等の協力のもと、児童の発達段階に応じたソーシャルスキルトレーニングなどを行うことも検討する。

6. 重大事態への対処について

いじめと疑われる行為が発見された場合や「いじめではないか」という相談や訴えがあった場合には、「いじめ対策委員会」が中心になって、情報の収集・整理を行い、事実確認の結果を河南町教育委員会に報告する。特に、以下のような事実がみられる場合には、重大事態の発生として報告し、河南町教育委員会の指導・支援のもと対応に当たる。

ア) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

- イ) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
- ウ) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき



7. 「ネット上のいじめ」への対応

(1) 「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、児童や保護者、地域の方、一般市民からに
よることが考えられるので、情報提供者本人から直接聞き取りを行っていねいに記録
する。その際提供者の連絡先を確認し、その守秘を約束する。

(2) 書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等の URL を控え、書き込みを印刷するなどして内容を保
存する。書き込みの内容が緊急性を要する場合などは、関係機関に連絡し、援助を得
る。

(3) 書き込みへの対応

掲示板等の管理者やプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除要請を行うな
ど、被害にあった児童や保護者の意向を尊重するとともに、児童保護者の精神的ケア
に努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じ
て、警察や法務局・地方法務局等、外部機関と連携して行う。

(4) 児童への指導

情報モラル教育を進め、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の
発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。